五　北緯二十六度十四分三十七秒、東経百二十七度五十五分四十七秒の点
六　北緯二十六度十四分二十八秒、東経百二十七度五十六分三十五秒の点
七　北緯二十六度十五分六秒、東経百二十七度五十六分五十九秒の点

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百十二　沖大東島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県島尻郡北大東村	沖縄県島尻郡北大東村	沖縄県島尻郡北大東村
字ラサ	字ラサ	字ラサ
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた海域 一　北緯二十四度二十八分三十九秒、東経百三十一度十二分十三秒の点 二　北緯二十四度二十九分〇秒、東経百三十一度十分五十七秒の点 三　北緯二十四度二十八分三十九秒、東経百三十一度十分十三秒の点 四　北緯二十四度二十七分五十一秒、東経百三十一度十分十六秒の点 五　北緯二十四度二十七分八秒、東経百三十一度十分五十秒の点 六　北緯二十四度二十七分七秒、東経百三十一度十一分四十四秒の点 七　北緯二十四度二十七分五十三秒、東経百三十一度十二分二十五秒の点

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第百七十七号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示（令和五年防衛省告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

防衛大臣　小泉進次郎

海上自衛隊舞鶴水上訓練指導隊	舞鶴地方総監
海上自衛隊呉警備隊の項を次のように改める。	
海上自衛隊呉艦隊基地隊	呉地方総監
海上自衛隊舞鶴警備隊の項を次のように改める。	
海上自衛隊舞鶴艦隊基地隊	舞鶴地方総監

○防衛省告示第百七十八号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示（令和三年防衛省告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

防衛大臣　小泉進次郎

海上自衛隊対馬基地分遣隊	対馬基地分遣隊長
海上自衛隊対馬防備隊本部の項を次のように改める。	
海上自衛隊上対馬警備所	上対馬警備所長
海上自衛隊上対馬警備所の項を次のように改める。	
海上自衛隊下対馬警備所	下対馬警備所長
海上自衛隊下対馬警備所の項を次のように改める。	
海上自衛隊余市防備隊の項を次のように改める。	
海上自衛隊余市基地分遣隊	余市基地分遣隊長
海上自衛隊飯岡受信所の項を次のように改める。	
海上自衛隊飯岡受信所	サイバー防護群司令
海上自衛隊市原送信所の項を次のように改める。	
海上自衛隊市原送信所	サイバー防護群司令